

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年11月26日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

専 決 処 分 書

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和7年10月14日

鹿沼市長 松 井 正 一

令和7年4月2日鹿沼市深津2136番2地先市道0006号線上において発生した事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解する。

- 1 損害賠償額 71,272円
- 2 和解の条件 市から相手方に1の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても双方決して異議を申し立てない。
- 3 相 手 方 鹿沼市千渡2206番地2
株式会社レンタコムライフ
代表取締役社長 勝 間 裕 介